

やまのべオレンジヒルズ【重要事項】

1. 施設の概要

- ① 提供できるサービスの種類と地域
施設名 やまのべオレンジヒルズ 所在地 奈良県桜井市大豆越1004-1
連絡先 TEL:0744-45-5966 種類 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
サービス対象地域 桜井市、天理市、橿原市、磯城郡
- ② 職員の定数
・管理者 1.0人
・医師(常勤兼務) 1.0人
・生活相談員(常勤専従) 1.0人
・看護職員及び介護職員 7.0人以上
・管理栄養士(常勤兼務) 1.0人
・その他従業者 若干人
- ③ 利用定員 20名 (併設事業所型)

2. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業の目的及び運営方針

(目的)やまのべオレンジヒルズ(以下「施設」という。))が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。))の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員その他の従業者(以下「生活相員等」という。))が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)事業の提供に当たって、施設の生活相談員等は、要介護及び要支援者(以下「利用者」という。))の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 利用料金

- 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービス費は、介護報酬の告示上の額の利用者負担割合に応じた額となる。
- 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

利用料金(1日あたり)【生活保護を受けておられる方は、■のみの負担となります】

<input type="checkbox"/> 食費(朝500 昼820 夕770)	2090円	<input checked="" type="checkbox"/> おやつ代(希望者)	165円	(税込)		
<input type="checkbox"/> 居住費(多床室)	390円	<input checked="" type="checkbox"/> 衣服リース代(希望者)	440円	(税込)		
<input type="checkbox"/> 居住費(個室)	1640円					
<input checked="" type="checkbox"/> 日用品費	206円					
＜利用者等の希望によって身の回り品として提供する費用＞						
<input checked="" type="checkbox"/> 教養娯楽費	206円					
＜利用者等が希望によって参加するクラブ活動や行事に関わる材料費＞						
<input checked="" type="checkbox"/> 理美容代	カット	2200円	(税込)	丸刈り	1650円	(税込)
	顔そり(のみ)	550円	(税込)	パーマ(カット込)	5500円	(税込)
	毛染め(カット込)	5500円	(税込)	毛染め(のみ)	3850円	(税込)
	パーマ(のみ)	3850円	(税込)	※理美容代は1回あたりの金額で希望者の選択		

利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(行事食)実費

送迎地域範囲外送迎費 1000円

※尚、食費・滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

4. 身体拘束等について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

5. 虐待防止に関する事項

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を講じる。

6. 褥瘡対策等

施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発症を防止するための体制を整備する。

7. 事故発生の防止及び発生時の対応

施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

8. 守秘義務及び個人情報の保護

- 施設及び施設の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は利用終了後も同様とする。
- 施設は、従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう配慮する。
- 施設は、次の各号についての情報提供については、利用者及びその家族から、予め文書により同意を得た上で行うこととする。
 - 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

9. その他運営に関する重要事項

- 施設は、介護に直接携わる従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

10. 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価は実施していません。

11. サービス内容に関する苦情 相談 要望の窓口

- 当施設 所在地 〒633-0087 奈良県桜井市大豆越104-1 TEL 0744-45-5966
- 市町村の窓口 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
桜井市役所 所在地 〒633-0062 奈良県桜井市栗殿432-1 高齢福祉課 介護保険係
TEL 0744-42-9111 受付時間 8:30~17:15(土日、祝日は除く)
- 公共団体の窓口 奈良県国民健康保険団体連合会
所在地 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階 事業課 介護苦情係
TEL 0744-21-6811 FAX 0744-21-6899
フリーダイヤル 0120-21-6899 受付時間 9:00~16:45(土日、祝日は除く)